

兵庫県公報

平成30年3月20日 火曜日 第2986号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 地方卸売市場の廃止許可（消費流通課）	1
○ 林業種苗生産事業者の登録（林務課）	1
○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（同）	2
○ 保安林の指定の解除予定通知（豊かな森づくり課）	4
○ 基本測量が終了した旨の通知（契約管理課）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	5
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	5
○ 道路の位置指定の取消し（建築指導課）	6
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（同）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
教育委員会告示	
○ 兵庫県指定重要有形文化財の指定	10
○ 兵庫県指定重要有形文化財の名称変更	10
○ 兵庫県指定重要有形文化財の追加指定	10
○ 兵庫県指定重要無形民俗文化財の指定	11
○ 兵庫県指定史跡名勝天然記念物の指定	11
○ 有形文化財の登録	12

告 示

兵庫県告示第242号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可した。
平成30年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

地方卸売市場 の 名 称	地方卸売市場 の 所 在 地	開設者の名称	取扱品目	廃 止 年月日	廃止許可 年 月 日
地方卸売市場 篠山魚市場	篠山市郡家110番地 の1	株式会社篠山魚市場	青果物 水産物 肉類 花き	平成30年 3月31日	平成30年 3月2日



兵庫県告示第243号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、林業種苗生産事業者を次のとおり登録した。
平成30年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
光3	小 河 武 貴 宍粟市千種町岩野辺1801番地2			○		奥播磨営農 宍粟市千種町岩野辺 1802番地
光4	一般社団法人 遊ファーム 代表理事 平 野 岩 夫 宍粟市山崎町上ノ1616番地			○		生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
柏323	株式会社 森のわ 代表取締役 足 立 龍 男 丹波市柏原町母坪344番地	○	○	○	○	同 上



兵庫県告示第244号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

平成30年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
上6	岡 田 辰 子 佐用郡佐用町多賀439番地1			○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
上8	森 田 栄 一 佐用郡佐用町上三河458番地			○	○	同 上
上10	敏 蔭 五 男 佐用郡佐用町西徳久759番地	○		○	○	同 上
上11	松 阪 明 佐用郡佐用町漆野345番地			○	○	同 上
上12	春 井 茂 佐用郡佐用町東徳久1828番地			○	○	同 上
上13	福 岡 政 和 佐用郡佐用町河崎555番地	○		○	○	同 上
上16	釜 内 宏 佐用郡佐用町船越730番地34	○		○	○	同 上
上18	安 東 美 次 佐用郡佐用町漆野219番地	○		○	○	同 上
上19	森 田 勝 也 作用郡佐用町上三河380番地	○		○	○	同 上
上20	森 田 幸 治 佐用郡佐用町上三河479番地	○		○	○	同 上

上22	高 畑 弘 子 佐用郡佐用町東徳久803番地 3			○	○	同 上
上23	船 引 輝 美 佐用郡佐用町東徳久764番地	○		○	○	同 上
上110	上 山 弘 子 佐用郡佐用町皆田139番地 1	○		○	○	同 上
上126	藤 井 俊 次 佐用郡佐用町皆田165番地 1			○	○	同 上
上129	山 下 久 江 佐用郡佐用町西大島450番地 1			○	○	同 上
上134	山 下 恵 佐用郡佐用町大日山546番地	○		○	○	同 上
上137	坂 本 洋 子 佐用郡佐用町下秋里248番地			○	○	同 上
上153	村 上 茂 喜 佐用郡佐用町大酒623番地			○	○	同 上
上156	浅 霧 健 二 佐用郡佐用町目高153番地			○	○	同 上
上167	岡 本 賢 治 赤穂郡上郡町八保乙920番地			○	○	同 上
上169	前 田 保 男 赤穂郡上郡町野桑1958番地			○	○	同 上
上172	鎌 田 タケノ 佐用郡佐用町三日月914番地			○	○	同 上
上193	鎌 本 登 佐用郡佐用町上本郷350番地 1			○	○	同 上
上197	小 笹 和 男 佐用郡佐用町上本郷386番地 2			○	○	同 上
上199	幸 田 照 子 佐用郡佐用町上本郷856番地	○		○	○	同 上
上206	船 引 玉 子 佐用郡佐用町上本郷978番地	○		○	○	同 上
上217	真 岡 春 男 佐用郡佐用町志文221番地 3	○		○	○	同 上
上220	廣 瀬 進 佐用郡佐用町大畑709番地 2			○	○	同 上
上244	森 脇 正 洋 佐用郡佐用町米田15番地 7	○		○	○	同 上
上250	飯 田 敏 晴 佐用郡佐用町三日月793番地			○	○	同 上
上254	宗 光 竹 春 佐用郡佐用町上本郷1207番地	○		○	○	同 上
上257	福 本 徹 佐用郡佐用町宇根711番地	○		○	○	同 上
上259	南 波 守 保 佐用郡佐用町安川1101番地	○		○	○	同 上
上261	新 庄 孝 佐用郡佐用町船越527番地	○		○	○	同 上
上267	宇治山 千津子 佐用郡佐用町多賀1340番地	○		○	○	同 上
和191	小 井 塚實男 養父市八鹿町石原1148番地				○	同 上

和361	西村明生 養父市八鹿町小佐550番地1			○	○	同上
和232	上垣強 養父市大屋町蔵垣921番地	○			○	同上
和242	千葉宏一 養父市大屋町夏梅467番地				○	同上
和243	千葉吉夫 養父市大屋町夏梅888番地			○	○	同上
和297	正垣秋二 養父市大屋町大杉180番地	○			○	同上
和315	正垣久幸 養父市大屋町大杉1071番地				○	同上
和347	中尾定夫 養父市大屋町大杉935番地			○	○	同上
和350	酒井政之 養父市大屋町大杉33番地2			○	○	同上
和355	中庭久雄 養父市大屋町蔵垣1363番地			○		同上
和127	吉井典昭 養父市十二所169番地	○			○	同上
和142	守本國敏 養父市上野443番地	○			○	同上



兵庫県告示第245号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年 3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
加古川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
一般送配電事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、東播磨県民局加古川農林水産振興事務所及び加古川市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第246号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業期間
平成29年 8月1日から同年10月31日まで
- 3 作業地域
養父市及び香美町の各一部

兵庫県告示第247号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町 大 字 名	小 字 名	地 番
矢 原	宍 粟 市		山 崎 町 矢 原	宮 ノ 下	41番から43番までの各一部、44番1の一部、44番2、44番3の一部、45番、45番1の一部、47番の一部、54番の一部、58番の一部、59番、60番、61番の一部、62番1の一部、67番の一部、68番の一部、69番1の一部、70番の一部、71番の一部、41番地先の道路敷の一部、61番地先の道路敷の一部、68番地先の道路敷の一部、42番から44番2に至る地先の水路敷の一部、54番から60番に至る地先の水路敷の一部、67番地先の水路敷の一部
				金 山	415番6の一部、415番7、415番8、415番9から415番12までの各一部、415番21の一部、415番22の一部、415番24の一部、415番26の一部
				宮 ノ 谷	416番の一部

兵庫県告示第248号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

平成30年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
ノーヴォ・テンボ株式会社	神戸市中央区北長狭通7丁目1番7号	神戸市中央区北長狭通7丁目1番7号	平成30年3月9日
特定非営利活動法人神戸の冬を支える会	同 市中央区中山手通1丁目28番7号	同 市中央区中山手通1丁目28番7号 姫路市安田4丁目35 カトウビル3階	同
ホームネット株式会社	東京都新宿区大久保3丁目8番2号 新宿ガーデンタワー13階	東京都新宿区大久保3丁目8番2号 新宿ガーデンタワー13階	同



兵庫県告示第249号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29中播位置 廃0001号	29.9.8	たつの市龍野町富永宇村後16番9の一部、16番11の一部	6.00	41.29
第H29中播位置 廃0002号	29.9.5	たつの市龍野町日山字篠切73番1の一部、73番5、74番1の一部、74番3、74番5の一部、74番6	6.00	66.40

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成30年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) 伊伝居複合商業施設
 所在地 姫路市伊伝居字岸ノ下516-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 大和情報サービス株式会社
 住所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号
 代表者の氏名 藤 田 勝 幸
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 代表者の氏名 加 栗 章 男
 外未定2者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成30年10月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 2,349平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
103台
 - (2) 駐輪場の収容台数
77台
 - (3) 荷さばき施設の面積

72.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

30.8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前7時

閉店時刻 翌午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成30年2月28日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課

(2) 縦覧期間

平成30年3月20日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年7月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) イオンタウン川西

所在地 川西市多田桜木一丁目102ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 イオンタウン株式会社

住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

代表者の氏名 大 門 淳

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ダイエー

住所 神戸市中央区港島中町四丁目1番1

代表者の氏名 近 澤 靖 英

外未定8者

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年11月1日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,797平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
286台
 - (2) 駐輪場の収容台数
290台
 - (3) 荷さばき施設の面積
178平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
32.0立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前7時
閉店時刻 翌午前0時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
平面駐車場 午前6時30分から翌午前0時30分まで
屋上駐車場 午前6時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所、入口1箇所、出口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成30年2月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成30年3月20日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成30年7月20日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成30年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヤマトヤシキ
所在地 姫路市二階町55番地
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
17,112平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
565.8平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成30年 2月28日

5 届出年月日

平成30年 2月27日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加古郡稲美町国岡六丁目183番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
加古郡稲美町印南1528番地の10
小 田 英 敏
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年12月27日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1－32号（29稲美）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町日山字古宮ノ下182番1から182番3まで、184番1、184番2、185番1、185番2、186番、187番1、187番2、188番2、191番、191番1、192番1、192番2、184番2地先里道、187番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市誉田町広山411番地3
株式会社西村興産 代表取締役 西 村 文 博
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年 2月21日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－9－2号（29たつの）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年 3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町富永字川田筋507番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市中地南町82番地の1
オーエイハウジング有限会社 代表取締役 横 山 英 人
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年 7月21日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－11号（29たつの）

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第2号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、兵庫県指定重要有形文化財として次のものを指定する。

平成30年 3月20日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者 (管 理 者)
重 要 有 形 文 化 財	旧小阪家住宅	1 棟	尼崎市扇町33番地4（兵庫県立 尼崎の森中央緑地内）	兵庫県
	狭宮神社 本殿 附 棟札1枚 宝 曆八年 奉再 建三宮正一位 八幡宮の記の あるもの 天満宮	2 棟	丹波市山南町和田1262	宗教法人狭宮 神社
	考古資料	丹波焼（兵庫陶芸美術 館所蔵資料）	657点	篠山市今田町上立杭 4



兵庫県教育委員会告示第3号

次の表の左欄に掲げる兵庫県指定重要有形文化財の名称を、同表の右欄の名称に改める。

平成30年 3月20日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

建造物の部

左 欄			右 欄			
名称	数量	関係告示	名称	数量	所在地	所有者
荘厳寺多宝塔	1 棟	平成12年兵庫 県教育委員会 告示第3号	荘厳寺 多宝塔	1 棟	西脇市黒田庄町 1589番	宗教法人 荘厳寺



兵庫県教育委員会告示第4号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる兵庫県指定重要有形文化財に同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の右欄のように改めて兵庫県指定重要有形文化財として指定する。

平成30年 3月20日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

建造物の部

左 欄			中 欄		右 欄			
名 称	数量	関係告示	名 称	数量	名 称	数量	所在地	所有者
荘厳寺 多宝塔	1 棟	平成12年 兵庫県教 育委員会 告示第3 号	本堂 附 奉加札1 枚 延宝 十年の記 のあるも の 三社八幡宮 附 棟札1枚 宝永五 年の記の あるもの 木槌2本 うち1 本は宝永 五年の記 のあるも の	2 棟	荘厳寺 多宝塔 本堂 附 奉加札1 枚 延宝 十年の記 のあるも の 三社八幡宮 附 棟札1枚 宝永五 年の記の あるもの 木槌2本 うち1 本は宝永 五年の記 のあるも の	3 棟	西脇市黒 田庄町 1589番	宗教法人 荘厳寺



兵庫県教育委員会告示第5号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第27条第1項の規定により、兵庫県指定重要無形民俗文化財として次のものを指定する。

平成30年3月20日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

種 別	文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者
重 要 無 形 民 俗 文 化 財	無形民俗 文化財 香美町の三番叟	—	美方郡香美町地内	香美町三番叟 保存会



兵庫県教育委員会告示第6号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第31条第1項の規定により、兵庫県指定史跡名勝天然記念物として次のものを指定する。

平成30年3月20日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

種 別		文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者 (管 理 者)
史跡 名勝 天然 記念物	史 跡	北条の五百羅漢	2,792㎡	加西市北条町北条1290及び1293	羅漢寺（五百羅漢保存委員会）
	名 勝	旧小河氏庭園	2,204.95㎡	三木市本町3丁目1368番1	三木市



兵庫県教育委員会告示第7号

兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第19条の2第1項の規定により、平成30年3月8日付けで次のものを文化財登録原簿に登録した。

平成30年3月20日

兵庫県教育委員会
教育長 高 井 芳 朗

種 別		文化財の名称	数 量	所 在 地	所 有 者
登録 有形 文化 財	建 造 物	天満神社本殿	1 棟	三田市天神3丁目34番5号	宗教法人天満神社